

## 太田市生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議設置運営要綱

### (設置目的)

第1条 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第4条の規定に基づき市が実施する生活困窮者自立相談支援事業による援助を要する者（以下「支援対象者」という。）に対する適切な支援を図るため、生活困窮者自立相談支援事業支援調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

### (所轄事項)

第2条 調整会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 相談活動及び訪問による支援対象者の現状把握
- (2) 複合した要因を有する支援対象者について具体的な支援方針の検討
- (3) 支援過程における評価
- (4) 関係機関、支援事業所等との連絡調整
- (5) その他、支援対象者へのサービスの調整、推進
- (6) 支援に必要な社会資源のネットワークの構築

### (役割)

第3条 調整会議の役割は、次のとおりとする。

- (1) 支援対象者の課題と目標を共通認識し、支援内容と支援提供者の調整を行うこと。
- (2) 他分野、他職種による一体的かつ継続的な支援を実現するため、地域の課題の整理と必要な社会資源の掘り起こしを行うこと。
- (3) 支援サービスの目標設定に対する評価と支援体制の検証を行うこと。
- (4) 検証結果又は事業検証を行う他機関や行政等が別に定める検証会議に対し、現状報告及び政策提言を行うこと。

### (構成員)

第4条 調整会議は、別表に掲げる者をもって構成する。

- 2 調整会議に座長を置く。
- 3 座長は、必要に応じ支援対象者へのサービス提供及び評価に必要と思われる者の参加を求めることができる。

### (調整会議)

第5条 調整会議は、福祉事務所長が招集し会議を主宰する。ただし、福祉事務所長に事故あるときは、あらかじめ福祉事務所長の指名する者がその職を代理する。

- 2 調整会議は、必要に応じて随時開催するものとする。
- 3 福祉事務所長は、前項の規定にかかわらず、緊急に当該対象者の支援について調整す

る必要が生じたときは、前条に掲げる構成員のうち必要な者のみをもって開催することができる。

(資料提出)

第6条 福祉事務所長は、調整会議の開催に当たり、当該支援対象者の資料が必要と判断したときは、事前に当該構成員から資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第7条 調整会議の構成員は、調整会議において知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(記録の保管)

第8条 福祉事務所長は、会議録を整理して保管するものとする。

2 会議録は、生活困窮者自立相談支援事業の全部又は一部を委託した場合は、前条の義務を課したのち、委託事業者により保管することができるものとする。

(庶務)

第9条 調整会議の庶務は、社会支援課が行うものとする。

2 生活困窮者自立相談支援事業の全部又は一部を委託した場合は、第7条の義務を課したのち、委託事業者で庶務を行うことができるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

座 長	福祉事務所長
構成員	厚生労働省群馬労働局太田公共職業安定所の職員
	社会支援課の職員
	障がい福祉課の職員
	こども課の職員
	長寿あんしん課の職員
	産業観光課の職員
	太田市社会福祉協議会の職員
	福祉事務所長が特に定める者